

大阪・泉南アスベスト被害の早期全面解決を求める意見書

国は、5月19日に言い渡された大阪・泉南アスベスト国賠訴訟に対し、被害者の声を一度も聞くことなく、控訴を決めた。

主務官庁である厚生労働省・環境省は、原告被害者らの切実な被害の訴えを受け止め、早くに控訴断念を表明した。また、鳩山前政権は、「いのちを守る」ことを公約に掲げていた。

にもかかわらず、今回の控訴は、原告被害者らのこうした期待と信頼を大きく裏切るものであり、絶対に容認することはできない。さらに、「控訴断念・早期解決」の広範な世論にも真っ向から反するものであり、極めて不当である。

判決は、4年間に及ぶ慎重審理の結果、アスベスト被害における国の責任を明確に断罪する初めての判断を示した。本来であれば、国は、この司法判断を謙虚にかつ真摯に受け止め、早期に被害者救済に踏み出すべきであった。

ところが、国は、この司法判断を踏みにじり、いたずらに被害者の苦しみを引き延ばして、国民のいのちと健康を守る責務を放棄している。

泉南アスベスト被害は、70年以上も前から国自身の調査によって深刻な被害発生が確認されていたわが国のアスベスト被害の原点であり、その被害は長期に亘って進行している。「生きているうちに救済を！」は原告ら被害者すべての共通の願いであり、「被害の原点を救済の出発点に！」は広範な世論である。

国は、泉南アスベスト被害の早期全面解決を行うことが強く迫られている。よって国及び政府に対し、すべてのアスベスト被害について、責任の明確化とそれを踏まえた被害者救済システムの構築、そしてこれ以上のアスベスト被害を発生させない万全な規制や対策の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月29日

泉南市議会